

おしらせ

information

《高山駐在所長が替まりました》

生方 隆（うぶかた たかし） 警部補



高山村の治安維持のため令和6年3月から2年間にわたりご尽力いただいた、小嶋警部補が異動になりました。

これまでのご尽力に対しまして、心から感謝申し上げますとともに、これからの益々のご活躍をお祈りいたします。

後任として藤岡警察署鬼石駐在所より、生方警部補が着任されました。

地域でできることと、警察行政の力を借りなければできないことがありますので、お互いに協力して安心、安全な生活ができる高山村を築きましょう。



山火事防止について

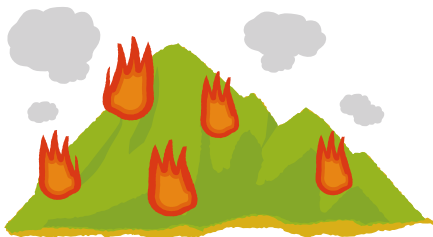
陽気が暖かくなり、連休にかけて行楽や入山者等、山野で人が活動することが多くなることかと思えます。

高山村消防団では4月25日から5月6日まで山火事防止期間とし、消防車を利用したパトロールを実施します。

林野火災の原因は、タバコや火の不始末など人的要因が多く、火気を取扱う際には必ず消火を確認してください。

また、家庭においても燃えやすい物を火の近くにおかない等、予防消防に努めましょう。

火災を発見した場合は局番なしの119番に通報し、危険を感じた場合は避難してください。



ご厚志に心より 感謝申し上げます

高崎市に所在する株式会社プロフォトセンター様から、企業版ふるさと納税としてご寄附をいただきました。

この度のご厚志に感謝申し上げますとともに、頂戴した寄附金は趣旨に沿いまして大切に活用いたします。



企業版ふるさと納税とは、地方創生応援税制のことで、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに志のある企業の寄附を呼び込むことで、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させていくことを狙いとして創設された制度です。

高山村では「高山村まち・ひと・しごと推進事業」が令和5年度より国から認定を受けて、企業版ふるさと納税の対象事業となっています。

高山村地域振興券を交付します

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し1人あたり6,000円の交付となります

物価高騰における村民の生活支援および地域経済の活性化対策として、村内の振興券取扱店で使用できる地域振興券を交付いたします。
使用できる取扱店等の詳細につきましては、地域振興券と一緒に同封いたします。



● 交付概要

交付内容 **6,000円分交付(500円券×12枚)**

交付時期 **5月中旬以降に簡易書留にて郵送**

使用期限 **令和8年12月31日(木)まで**

● 対象者および交付方法

交付対象者

令和8年4月1日時点において、村の住民基本台帳に登録されている者

交付方法

交付対象者が属する世帯の世帯主に世帯全員分の振興券を簡易書留にて郵送いたします。**郵便受けに投函されず、郵便配達員から直接手渡しでの受取が必要となります。**受取人が不在の場合は、郵便受けに不在連絡票が投函されますので、必ずご確認ください。

住所不明、その他の理由により役場に返戻された場合は、受取の意思に関わらず、再送付は行わず、券面記載の使用期限までを保管期間として、担当課において保管いたします。保管期間内に、交付対象者または代理人から受領の申出があった場合には担当課窓口にて振興券を交付いたします。なお、代理人が振興券を受領する場合は、高山村地域振興券交付申請書(別記

様式第1号)に、公的身分証明書等の写しを添えて申請をした場合に交付いたします。

● 取扱事項

利用対象

振興券取扱店において、取扱店が取り扱う商品およびサービスについて利用できます。

利用対象外

- 次に該当するものは振興券での利用ができません
- ・不動産および金融商品
 - ・商品券やプリペイドカード等の換金性の高いもの
 - ・国税、地方税、使用料等の公租公課
 - ・医療保険等に係る一部負担金または介護サービス利用者負担額
 - ・その他村長が適当でないと思えたもの

その他

- ・現金との引換はできません
- ・複製、転売、譲渡は禁止されています
- ・釣銭は支払われません(不足分は現金等での支払い)
- ・発行者印のないものは無効となります
- ・有効期限後は無効です(買戻しはできません)
- ・盗難、紛失または破損に対して、責任を負いません

高山村地域振興券取扱事業者(新規)を募集します

● 登録資格

- ・村内に本社、営業所、店舗等を有している法人または個人事業主

※すでに登録を行った事業者は申請不要です。

次に該当する事業者等は登録できません

- ・医療機関、介護福祉サービスに類する業種
- ・高山村暴力団排除条例(平成24年条例第19号)第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員等に該当するもの
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものおよびこれに類する業種

● 登録方法

取扱事業者として登録する事業者は、高山村役場地域振興課に用意してある「高山村地域振興券取扱事業者登録申請書(別記様式第2号)」に必要事項を記入・押印し、提出してください。

● 提出窓口 高山村役場 地域振興課

● 申込み期間 随時募集

取扱事業者として登録された事業者には、村より高山村地域振興券取扱事業者登録決定通知書(別記様式第3号)および振興券見本券、ポスター、高山村地域振興券換金請求書を配布いたします。取扱事業者については、村において一覧を作成し公表いたします。

《このページに関するお問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも長年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように、さまざまな高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合があります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は各担当課へお問い合わせください。

◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

①支給対象者

毎年4月1日、7月1日、10月1日および1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方

(1)高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。

(2)介護保険法による介護認定の要介護4または5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所および入院等の通算日数が100日を超えないものであること。

②介護慰労金の額

要介護4の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額30万円以内です。

※1回あたりの支給額(要介護4…65,000円/要介護5…75,000円)

※詳しくは**住民課(☎0279-63-2111)**までお問い合わせください。



◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上および在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

(1)高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯

(2)生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯

②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

(1)高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援および要介護1のひとり暮らし高齢者または高齢者のみからなる世帯

(2)前年所得税課税年額が非課税の世帯

③対象工事

高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費およびこれに必然的に付随する附帯工事費用

④助成率および助成限度額

助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円

⑤その他の事項

高山村重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱による補助金と併せて交付を受けることはできない。また、介護保険制度における居宅介護(支援)住宅改修費の給付を優先することとする。

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。



◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者および身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する介護用車両を購入する場合補助金を支給します。

①支給対象

次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様等の車両を新車で購入する場合。

- (1)高山村に在住し住所を有する方
- (2)次のいずれかに該当する世帯の要介護者および介護家族
 - ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯
 - イ 身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、または下肢および体幹重複障がい者のいる世帯

②補助率および補助限度額

補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。



◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

①設置対象者

高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1)おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者
- (2)ひとり暮らしの重度身体障がい者
- (3)その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

②設置費用および利用料

全額村が負担(村の指定業者が設置)

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。



◎徘徊高齢者探索システム助成事業

認知症等により徘徊がある高齢者を在宅で介護を行い、徘徊高齢者探索システムを運営する民間事業者と契約を行っている家族等に対して利用費用等を助成します。

①対象者

高山村の介護保険の被保険者の介護者であって、次の要件のいずれかに該当する方

- (1)65歳以上の在宅の徘徊高齢者を在宅で介護している家族で、高齢者が徘徊した際、位置の確認後迎えに行ける方
- (2)その他村長が特に必要と認めた方

②助成金額

- (1)初期登録費用 運用事業者の位置情報提供サービスに係る登録費用および専用付属品にかかる費用の範囲内で、7,560円を限度とし、徘徊高齢者に対して1回限り。
- (2)利用費用 月額2,052円を限度とし、2,052円を超える利用料金、電話での位置情報提供料金、現場急行料金は助成の対象外となります。

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。

◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1)介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
- (2)身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②利用券の限度額 1カ月あたり、5,000円(村が指定する業者でのみ使用可能)

※詳しくは**社会福祉協議会(☎0279-63-2075)**までお問い合わせください。

◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

①給付対象者

高山村に住所を有する在宅の排尿および排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1)介護保険法による介護認定の要支援1以上に該当する方
- (2)身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3)療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

②現物給付の額(1カ月当たり)

- | | |
|------------------|--------|
| (1)要支援1および2の方 | 3,500円 |
| (2)要介護度1および2の方 | 3,500円 |
| (3)要介護度3および5の方 | 5,500円 |
| (4)身体障害者手帳3級以上の方 | 5,500円 |
| (5)療育手帳A判定の方 | 5,500円 |

※詳しくは**社会福祉協議会(☎0279-63-2075)**までお問い合わせください。



◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯の健康保持および孤独感の解消、ならびに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

①配食対象者 高山村内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者等で、栄養改善や見守り支援が必要な方

②配食の方法 昼食を月曜日から金曜日(祝祭日等は除く。)の希望する日にご自宅にお届けします。

③利用料金 1食300円(利用者負担額)

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**までお問い合わせください。

◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。

①対象者 高山村に住所を有する65歳以上の方

②販売価格 通常価格3,000円を2,000円で販売します。

※詳しくは**地域振興課(☎0279-63-2111)**までお問い合わせください。



◎ぐーちよきシニアパスポート事業(県実施事業)

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちよきシニアパスポート」の配布を実施しています。

①対象者 県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方

②配布場所 役場住民課窓口・保健福祉センター(運転免許証など本人確認ができるものを持参してください)

③サービス内容

協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。

※詳しくは**保健みらい課(☎0279-63-1311)**、もしくは**県庁介護高齢課(☎027-226-2581)**までお問い合わせください。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

令和8年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上
の犬を飼っている方は、最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬を登録済みの方には別途個別の通知を配布いたしますので、通知書(ハガキ)を会場へ持
参くださいますようお願いいたします。

期日	会場	時間
5月17日(日)	火の口公民館	9:00 ~ 9:10
	農協旧尻高支所(熊野)	9:20 ~ 9:35
	北之谷住民センター	9:45 ~ 10:00
	西地区スポーツ広場	10:10 ~ 10:25
	関田住民センター	10:35 ~ 10:50
	役原地区住民センター	11:00 ~ 11:15
	高山村役場	11:25 ~ 11:50

期日	会場	時間
5月17日(日)	五領公民館	13:10 ~ 13:30
	新田地区集会所	13:40 ~ 14:00
	本宿公民館	14:10 ~ 14:30
	原住民センター	14:40 ~ 15:00
	梅沢集会所	15:10 ~ 15:30
	茶屋ヶ松集会所	15:40 ~ 15:50

☆手数料 ・注射のみ (登録済みの犬) 注射料 3,500円
・登録と注射(登録の済んでいない犬) 登録・注射料 6,500円

☆犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。

☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。

☆運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。

☆本年度の集合による登録および注射は、5月と10月の年2回を予定しています。

☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。

☆動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。

☆4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射はお早めにお受けください。



《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線65)

「はかり」の定期検査を実施します

計量法では、取引または証明に使用している「はかり」は2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。高山村は今年度が受検年度となりますので、忘れずに検査を受けましょう。

当日は検査手数料が必要となります。ご不明な点については、お問い合わせください。

●日時 6月15日(月) 10:00~12:00

●場所 いぶき会館1階ロビー

〈検査対象となる「はかり」〉

- 工場、商店などで業務に使用するもの
- 学校、幼稚園、保育園、病院、診療所などで健康診断に使用するもの
- 病院、診療所、薬局などで調剤に使用するもの
- 農家、農協などで農産物の出荷・販売に使用するもの
- 運送事業者(宅配便の取次店を含む)が業務に使用するもの
- その他、取引・証明に使用するもの

《お問い合わせ先》 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)
(一社)群馬県計量協会 ☎027-263-8217
群馬県計量検定所 ☎027-263-2436

〈高山村ガイドボランティアの会 企画〉

小野子山

ゴヨウツツジ登山について

●日時 令和8年5月10日(日)

●集合 午前8時45分

道の駅「中山盆地」北側
駐車場

●出発 午前9時00分

●定員 20名(定員になり次第受
付を終了します)

●用意するもの

昼食・飲み物・登山靴・杖・鈴など
※誘導車を先頭に各自の車で登山口
まで移動します

《お申込み・お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課
☎0279-26-7944(直通)

伐採造林届出の制度について

森林法で地域森林計画の対象森林の立木を伐採するときは、事前に届出をすることが義務づけられています。

●届出の対象者

森林所有者や立木を買い受けた者

立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

●提出の時期

『伐採および伐採後の造林の届出書』 伐採を始める90日前から30日前まで

伐採者が『伐採計画書』記入し、森林所有者(造林する者)が造林計画書を記入します。

『伐採に係る森林の状況報告書』 伐採終了後 30日以内

『造林後に係る森林の状況報告書』 造林作業終了後 30日以内

●提出先

高山村役場 農林課(用紙については、農林課窓口にあります。)



※高山村のホームページに届出等の様式を掲載しています。

※保安林関係は、吾妻振興局 吾妻環境森林事務所の所管となるため下記へ相談ください。

中之条町大字中之条町664 ☎0279-75-4611

森林の土地の所有者届出制度について

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要となりました。

また、令和8年(2026年)4月から、届出書の様式が改正され、所有者となった方の国籍等を新たに記載していただくこととなりました。

●届出対象者

個人、法人を問わず、売買、贈与、相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

●届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

●届出書類

- ・森林の土地所有者届出書(高山村役場農林課および高山村ホームページに様式を掲載)
- ・森林の土地の位置を示す図面
- ・森林の土地の登記事項証明書(写)または、土地売買契約書、相続分割協議書の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

森林活性化対策事業について

高山村では、平成31年に森林管理制度が施行される中、森林環境譲与税を財源とした森林活性化対策事業を創設しました。

●事業の対象

群馬県民有林造林事業の補助対象に該当した事業が対象です。

●事業の内容

造林、下刈り、寒伏せ、枝払い、獣害防止、間伐が対象です。

●事業の補助

群馬県が作成した森林整備単価から積算した金額とし、その金額から群馬県等の補助金を差し引いた金額について一部を助成するものです。

※補助金の申請等については、吾妻森林組合へ相談してください。(☎0279-75-3026)

《このページに関するお問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-63-2111(内線44)

保健みらい課	住民課	税務会計課	地域
保健係・福祉係	住民係・保険係	税務係・出納係	移住定住対策・さとのわの運営管理・ふるさと納税・脱炭素・空き家対策
社会福祉・生活困窮・老人福祉・包括支援センター・障害福祉・児童福祉・児童手当・子育て支援センター・保健予防事業・健康増進事業	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・証明・旅券申請・マイナンバーカード申請・人権擁護・理火葬許可・日赤活動・環境衛生・狂犬病予防・遺族援助・福祉医療・国民年金・その他窓口事務・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・高齢者保健事業	住民税・固定資産税・国保税・特別土地保有税・軽自動車税・諸税・諸証明・出納事務全般・村税等収納	主任 松井皓之介
課長 金井 等 補佐 平形 好崇 保健師(係長) 前村利世子 係長 廣田 亜美 係長 加藤 真菜 保健師(係長) 高橋 美咲	課長 都筑喜久雄 補佐 星野 香澄 保健師(係長) 小野 恵美 係長 後藤 好 係長 齊藤 瑞代 係長 武淵ちひろ 再任用 割田 眞 会計年度任用職員 林 明美	主任 寺田真奈実 主任 野上 剛史 係長 林 佐智世 係長 倉品 隆史 係長 後藤 政樹 補佐 香川 正和 会計管理者兼課長 本間 尚也	係長 林 美紀

教育委員会		
たかやまこども園	学校給食センター	学校教育係・社会教育係
教育・保育	学校給食センターの運営管理	教育委員会事務局・教育大綱・教育行政方針・生涯学習(学校教育係) 教職員人事・学校施設管理・育英事業・中学生海外派遣等 (社会教育係) 家庭教育・青少年教育・人権教育・文化スポーツ振興・社会教育施設管理・文化財保護・図書室運営等
園長 山田 一彦 会計年度任用職員 島田由喜枝 主任教諭(補佐) 須貝 祐紀 保育教諭(係長) 小倉 千明 保育教諭(係長) 蟻川いずみ 保育教諭(主任) 大木 稀泉	係長 飯塚 欣也 調理員 後藤 桃 調理員 折茂 千晴 調理員 割田 歩美 調理員 後藤ひとみ 会計年度任用職員 山田 一彦 会計年度任用職員 島田由喜枝 会計年度任用職員 須貝 祐紀 会計年度任用職員 小倉 千明 会計年度任用職員 蟻川いずみ 会計年度任用職員 大木 稀泉	課長 飯塚優一郎 補佐 座木 光代 係長 市川 紗知 係長 村元 千晴 係長 西形 貴典 係長 飯野 和憲 係長 長澤 史憲 特別派遣 町田みわ子 (吾妻教育事務所から派遣)

吾妻農業事務所	吾妻養護老人ホーム	吾妻広域町村圏振興整備組合派遣	農業委員会事務局	固定資産評価審査委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
群馬県派遣	所長 平形 和彦	局長 小池 正浩 (農林課長兼任)	局長 小池 正浩 (農林課長兼任)	書記 武田 昌明 (議会議務局長兼任)	書記 武田 昌明 (議会議務局長兼任)	書記長 割田 信一 (総務課長兼任) 書記 星野 哲也 (総務課参事兼任) 書記 林 大生 (総務課係長兼任) 書記 武淵 ゆい (総務課係長兼任)
主事 林 康仁		書記 後藤 裕之 (農林課係長兼任)	書記 後藤 裕之 (農林課係長兼任)			